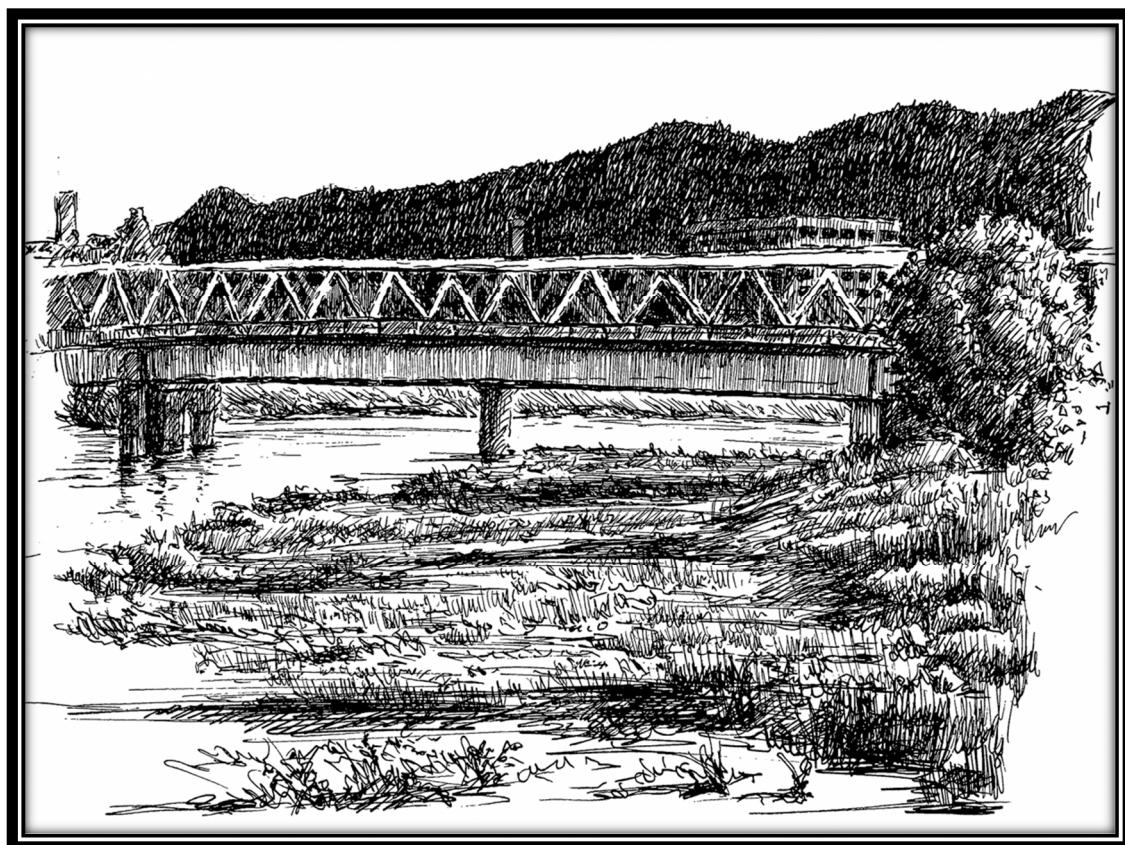


令和7年度 学校教育指導の重点 〈特別支援学校教育版〉



「阿武隈川と大仏橋」

福島県教育委員会

目 次

令和7年度学校教育指導の重点	1
特別支援学校教育	
「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進する特別支援教育	2
【特別支援学校】	
特別支援学校の教育	5
各教科（視覚・聴覚・肢体・病弱）	9
各教科（知的）	11
特別の教科 道徳	13
外国語活動	14
総合的な学習（総合的な探究）の時間	16
特別活動	17
自立活動	18
各教科等を合わせた指導	19
生徒指導	20
進路指導	22
情報教育	24
健康教育	25
防災教育	27
放射線教育	28
主権者教育	29
人権教育	30

令和7年度 学校教育指導の重点

福島県教育委員会

【第7次福島県総合教育計画】

福島県で育成したい人間像

急激な社会の変化の中で、自分の人生を切り拓くたくましさを持ち、
多様な個性をいかし、対話と協働を通して、社会や地域を創造することができる人

「福島ならではの」教育の充実

- 「福島らしさ」をいかした多様性を力に変える教育
- 福島で学び、福島に誇りを持つことができる「福島を生きる」教育

【学びの変革推進プラン】

- 【施策1】「学びの変革」によって資質・能力を確実に育成する
- 【施策2】「学校の在り方の変革」によって教員の力、学校の力を最大化する
- 【施策3】学びのセーフティネットと個性を伸ばす教育によって多様性を力に変える土壌をつくる
- 【施策4】福島で学び、福島に誇りを持つことができる「福島を生きる」教育を推進する
- 【施策5】人生100年時代を見通した多様な学びの場をつくる
- 【施策6】安心して学べる環境を整備する



高等学校教育

生徒一人一人の進路実現を図る高等学校教育

【指針】

- 教育内容・方法の改善・充実
- 一人一台端末等ICTを活用した学びの変革
- 自己指導能力の育成を目指した生徒指導の充実
- キャリア教育の視点に立った進路指導の推進
- 体育・健康に関する指導の充実



↑連携・交流↓

特別支援教育

「地域で共に学び、共に生きる教育」
を推進する特別支援教育

【指針】

- 連続性のある多様な学びの場を重視した対応
- 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実
- 自立と社会参加に向けた教育の充実

小・中学校教育

児童生徒一人一人が未来の創り手となる小・中学校教育

【指針】

- 急激な社会の変化の中でも通用する資質・能力の育成を図る学習指導の工夫・改善
- 道徳や体験活動を重視した豊かな人間性・社会性の育成と体育・健康に関する指導の充実
- 「社会に開かれた教育課程」の実現と家庭や地域社会とともにある学校づくり



↑連携・交流↓

幼児教育

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育

【指針】

- 生きる力の基礎を育む教育・保育の充実と幼児期における資質・能力の育成
- 園種、年齢や発達の過程を踏まえた教育課程の編成と指導計画の作成
- 家庭や地域社会等との連携を生かした特色ある園づくりの推進

特別支援教育

「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進する特別支援教育

県教育委員会では、「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進を特別支援教育の基本理念として掲げ、子どもたちが障がいの有無にかかわらず、地域に支えられるとともに、地域を支える一員として生きていくことができるよう、幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校、特別支援学校において、地域の関係機関による連携した支援の下、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教育の実現を目指し取り組んでいる。

文部科学省の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年）においても、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた連続性のある「多様な学びの場」の整備、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に学ぶことのできる教育環境の整備が求められている。

一方、障がいのある者を取り巻く環境も大きく変化し、「障害者の権利に関する条約」（平成26年）の批准、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年、令和3年一部改正）の施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（「改正障害者差別解消法」）令和6年4月1日に施行など、各種法令等の整備が進んでいる。

特別支援教育の推進に当たっては、幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領において、「個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う」など、学校全体で推進していくことになっている。また、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し活用することに努めるとされている。

こうした状況を踏まえ、令和元年9月より「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」で議論が行われ、令和3年1月に報告が取りまとめられた。この報告においては、「特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方」「障害のある子供の学びの場の整備・連携強化」「特別支援教育を担う教師の専門性の向上」「ICT活用等による特別支援教育の質の向上」「関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実」について報告された。

その後、文部科学省より「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」（令和3年6月）において、障がいのある子どもの「教育的ニーズ」を整理するための観点や就学を始めとする必要な支援を行う際の基本的な考え方が示された。

令和4年12月に、文部科学省より「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査研究について」が公表され、「学習面又は行動面で著しく困難を示す」児童生徒の割合は、小・中学校で8.8%、高等学校では2.2%在籍しており、支援が必要な児童生徒が増加していることと、今後の対策の必要性が明らかとなった。

本県の現状は、特別支援学級に在籍する児童生徒数は、平成19年度に比べ約**3.9**倍、通級による指導を受けている児童生徒数は約**4.4**倍、特別支援学校の在籍者数は**1.3**倍と増加している。また、重い障がいがあり、小・中学校や特別支援学校で医療的ケアを受けながら学ぶ児童生徒も一定数いるなど、障がいの重度・重複化、多様化が進んでいることから、本人・保護者との合意形成による適切な**合理的配慮の提供を実施する**必要がある。

「地域で共に学び、共に生きる教育」の実現のためには、**小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の充実**と学校教育と関係機関等が連携・協力し、乳幼児期から学校卒業後までの**切れ目のない支援体制**

を整備することが不可欠である。あわせて、変化する時代に対応できる力を身に付けることが重要であり、自ら主体的に学ぶ意欲と態度を養い、「生きる力」の育成を目指し、それぞれの学びの場において、児童生徒一人一人の障がいの状態やニーズに応じた指導を充実させていく必要がある。さらに、高等学校における通級による指導が制度化されていることから、高等学校においても、特別な支援を必要とする生徒への指導・支援が求められている。

今後、**共生社会の形成**に向けて、**インクルーシブ教育システムの構築**のさらなる推進を進めるために特別支援学校の**地域支援センター**や**特別支援教育アドバイザー**、**入院児童生徒支援員（地域支援センター・病弱）**、**双葉地区支援員（ふたば支援学校）**の活用を図るなど、学校間の連携による地域の教育資源を活用した取組を進めていく。

これらのことから、本年度の指導の重点を以下のように設定した。

連続性のある多様な学びの場を重視した対応

- 学習指導要領の「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について、子どもたちの**学びの連続性を確保**する視点で教育課程の編成等に取り組んでいく。
- 特に**知的障がいのある子どものための各教科等の目標や内容**について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理されたことを踏まえ、各学部や各段階、幼稚園や小・中学校等との**学びのつながり**に留意する。

一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

- 子ども一人一人の**教育的ニーズを三つの観点（①障がいの状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を踏まえて整理**し、自立と社会参加を見据え、その時点で最も必要な教育を提供することに努める。
- 子どもの障がいの状態や特性等を十分に考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため**障がいの特性等に応じた指導上の配慮を充実**するとともに、**コンピュータ等の情報機（ICT機器）の活用等**を図る。
- 発達障がいを含む多様な障がいに応じた指導を行うため、**自立活動の充実**に努める。

自立と社会参加に向けた教育の充実

- 卒業までに育成を目指す資質・能力を育む観点からカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行う。
- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることができるように、幼稚園（幼稚部）・小学校（小学部）・中学校（中学部）段階から取り組み、家庭や地域、関係機関等との連携を図りながら特別活動を要とした**キャリア教育の充実**に努める。
- **生涯学習への意欲**を高めることや、**生涯を通じてスポーツや文化芸術活動**に親しみ、豊かな生活を営むことができるように配慮する。
- 日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕、算数・数学を生活や学習への活用〔算数・数学〕、社会参加ときまり、公共施設と身近な生活に関する制度〔社会〕、働くことの意義、家庭生活における消費生活と環境〔職業・家庭〕など、知的障がいのある子どものための各教科の目標及び内容について、育成を目指す資質・能力の視点から、充実を図る。

《教育的ニーズとは》

- 子供一人一人の障害の状況や特性及び心身の発達の段階等（以下「障害の状態等」という。）を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかということを検討することで整理されるものである。

教育的ニーズを整理するために

対象となる子供の教育的ニーズを整理する際、最も大切にしなければならないことは、子供の自立と社会参加を見据え、その時点でその子供に最も必要な教育を提供することである。そうした教育的ニーズを整理するには、**三つの観点(①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容)**を踏まえることが大切である。

〈中略〉

また、各種の視点の具体的な内容については、障害種ごとに把握すべき事項等もあるため、それらについては、「第3編 障害の状態等に応じた教育的対応」のⅠ～Ⅹ(各障害別)の1の「(2)教育的ニーズを整理するための観点」を参照すること。

※文部科学省

『障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～』（令和3年6月）より

【特別支援教育】

特別支援学校の教育

《 社会に開かれた教育課程の実現 》

- ・児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、学校教育目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立て、教育課程の実施状況を適切に評価して、改善を図る。
- ・教育課程の編成を含めたカリキュラム・マネジメントに関する取組を学校組織全体の中で明確に位置付けて組織的かつ計画的に進め、教育活動の質の向上を図る。
- ・個別の指導計画に基づいて、児童生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげるよう工夫する。

特別支援学校においては、特に以下の点に重点をおいた指導に努める。

1 学びの連続性を重視した対応

- 児童生徒の学びの連続性を重視
 - ・「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を基に、学校の創意工夫を生かして、具体的な指導計画を作成し、児童生徒一人一人の「学びの連続性」の確保に努める。また、個々の学習状況や学習評価を踏まえ、必要に応じて学びの場の見直しを図る。
 - ・個別の指導計画や「学びの履歴」シート等を活用して各教科等における育成を目指す資質・能力を明らかにし、学部間及び学校間の円滑な接続を図る。

2 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

- 個別の教育支援計画の作成と活用
 - ・児童生徒一人一人の実態と三つの観点を踏まえた教育的ニーズの的確な把握に努め、家庭や医療、福祉、労働等の関係機関とそれぞれの側面の取組を明確に示し活用する。
 - ・本人・保護者の意向や将来の希望などを踏まえた上で支援の目標を立て、具体的な支援や合理的配慮の内容を記述する。
 - ・就学前に作成される個別の支援計画（相談支援ファイル等）を引き継ぎ、個別の教育支援計画に反映させるとともに、保護者や関係機関と共有し、定期的に見直しを図り、進路先へ引き継ぎ、切れ目ない支援に生かすようにする。
- 児童生徒一人一人のきめ細かな指導の充実
 - ・各教科等にわたり個々の児童生徒の実態に応じた適切な指導を行うため、児童生徒一人一人の各教科等の習得状況や既習事項を把握した上で、指導目標、指導内容等を明確にした個別の指導計画を作成する。
 - ・計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）の過程において、「個別の指導計画」に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法を改善し、より効果的な指導を行う。
 - ・評価については、学習状況を分析的に捉える観点別学習状況の評価や児童生徒のよい点や可能性、進歩の状況について評価する個人内評価を行うなど、日々の授業実践と改善に活用する。

3 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進

- 育成を目指す資質・能力の実現
 - ・育成を目指す資質・能力の三つの柱が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。
- 学習と指導の充実
 - ・各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせ、知識を相互に関連づけて深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に想像したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図る。
 - ・画一的な一方通行の授業等から**個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びへと変革し、子どもたちに必要な資質・能力を確実に育成できるように**、単元や題材など内容や時間のまとまりをどのように構成するかを工夫し、指導の充実を図る。

4 言語環境の整備と言語活動の充実

- 教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の育成
 - ・学校生活全体における言語環境を望ましい状態に整える。
 - ・言語能力を育成する中核的な教科である国語科を要として各教科等の特質に応じた言語活動の充実を図る。
 - ・読書は、多くの語彙や多様な表現を通して様々な世界に触れ、これを疑似的に体験したり知識を獲得したりして、新たな考え方に出会うことを可能とするものであることから、読書活動の充実を図る。

5 情報活用能力の育成

- ICT環境の整備
 - ・「GIGAスクール構想」による児童生徒1人1台端末等の整備や利活用についての情報共有を図ることで、校内においてICT機器を効果的に活用できる環境を整える。
- コンピュータ等や教材・教具の活用
 - ・児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じてコンピュータ等の教材・教具を創意工夫しながら効果的な活用を図る。
- 情報教育の計画的な推進
 - ・情報手段の基本的な操作の習得やプログラミングの体験を通して、論理的思考力を身に付けるための学習活動を各教科の特質に応じて計画的に実施する。
 - ・各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図り、適切な学習場面で育成を図る。

6 自立活動の充実

- 自立活動の指導に当たっては、個々の児童生徒等の的確な実態把握に基づき、長期的及び短期的な観点から指導目標を設定して個別の指導計画を作成する。
 - ・障がいによる学习上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。
 - ・各教科等と自立活動の指導との密接な関連を保ちながら、計画的・組織的に指導を行い、児童生徒の学習状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすように努める。

- ・児童生徒等が学習の意味を理解し、主体的に取り組むことができるような指導内容を取り上げ、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を喚起する。
- ・自立活動の指導が進路先等でも生かされるように、個別の教育支援計画等を活用して関係機関等との連携を図る。

7 進路指導及び職業教育の充実

- 学校全体における計画的・組織的な取組の充実
 - ・卒業後、自立し社会参加することができるよう、個別の教育支援計画や個別の移行支援計画等を活用しながら、地域性や社会の変化、産業の動向や児童生徒の障がいの状態などに応じた多様な職業教育の在り方を工夫し、学校教育全体を通じて入学から卒業まで一貫したキャリア教育を計画的・組織的に推進する。
- 職業に関する学習の充実
 - ・働くことや創造することの喜び、成就感、達成感を体得させ、望ましい勤労観、職業観を育成する。また、地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関と連携した組織的な対応により、地域の中で役割を果たしながら主体的に生きる力を身に付けることができるようにする。
- 進路実現に向けた取組の推進
 - ・本県の特別支援学校卒業生の就職率（以下、「就職率」とする。）（26.8%：R5.3月卒業生）は、全国平均（約30%）を下回っている。その現状を踏まえ、各学校においては、児童生徒一人一人に対して将来の自分の在り方や生き方を考える意識を高め、それぞれの進路実現に向けた取組を充実させることにより就職希望者を拡大し、就職率の向上を目指す。また、各学校では就職率の数値目標を設定し、早期から実行性のある具体的な取組を行う。
- 職場定着に向けた取組の充実
 - ・小学部段階から将来の姿を見据えて計画的・組織的、継続的に、自立と社会参加に向け必要な力を各学校で明確にし育てていくことができるようキャリア教育の視点を踏まえた授業づくりの充実に努めるとともに、生徒の職場定着に向けて、労働・福祉機関や家庭と連携し、卒業後も支援できる体制づくりに努める。
- 生涯を通じた多様な学習活動の充実
 - ・各教科等の教育活動全体を通じて生涯学習への意欲を高めるとともに、地域の社会教育施設等における様々な学習機会に関する情報提供を行うなど、社会教育との連携を図った教育活動を推進する。

8 生徒指導の充実

- 自己指導能力の育成
 - ・児童生徒一人一人の多様な実態と日頃の生活の様子の把握に努める。
 - ・学校教育活動全体を通して、生徒指導の機能を生かし、主体的な生活態度や児童生徒一人一人を伸ばす積極的な生徒指導を行う。
 - ・発達支持的生徒指導によって、学級活動（ホームルーム活動）を中心とした特別活動や各教科等を通じて、児童生徒の障がいの状態等や発達の段階に応じた人間としての在り方や生き方に関する指導の充実に努める。
- 組織的な対応
 - ・保護者や教職員間で児童生徒の情報の共有に努め、生徒事故の未然防止を踏まえて、学校として組織的に対応する。
- 関係機関との連携

- ・特別支援教育コーディネーターや生徒指導主事を中心とした相談支援体制を充実させ、児童生徒の悩みや不安などを早期発見、早期対応するとともに、地域における関係機関と連携した生徒指導に努める。

9 交流及び共同学習の推進

- 交流及び共同学習の積極的な推進
 - ・特別支援学校の児童生徒の経験を広め、社会性や豊かな人間性を育てるとともに、障がいの有無に関わらず共に学ぶことでお互いを理解し、多様性を尊重する心を育むことに努める。
- 居住地校交流の実施
 - ・特別支援学校の児童生徒が、生活の基盤である地域の学校で交流及び共同学習を行い、集団での学びを経験し、地域で自立し社会参加することができる素地づくりに努める。
- 指導目標・指導計画の検討・実施
 - ・実施に当たっては、学校間で指導目標や指導計画について共通理解を図るとともに、市町村教育委員会や相手校と十分に連絡を取り合い、障がいのある児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮について事前に検討し、実施するように努める。

10 特別支援学校のセンター的機能の発揮

- 地域におけるセンター的機能の発揮
 - ・地域の保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関と連携・協力し、就学前から卒業後までの切れ目のない支援体制の整備に努める。
- 地域の学校等における特別支援教育の充実
 - ・地域の幼稚園や小・中学校、高等学校等からの要請に対して、主訴やニーズに応じた相談・研修支援を行い、校内における体制づくりを支援する。

各教科（視覚・聴覚・肢体・病弱）

小・中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領に示すものに準ずるものとする。児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用し課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成する。また、学習意欲の向上に努め、主体的に学習に取り組む態度を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 児童生徒一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握するとともに、各教科と「個別の指導計画」の関連を図り、よりきめ細かな指導の充実を図る。</p>	<p>(1) 各教科及び各科目の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小・中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領に準ずるものとする。</p> <p>(2) 年間指導計画の作成に当たっては、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等を十分に考慮して作成するものとする。</p> <p>(3) 個別の指導計画を活用して、自立活動の時間における指導との密接な関連を保ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を図る。</p>
<p>2 単元や題材など、内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする。</p>	<p>(1) 各教科の指導に当たっては、児童生徒に求められる資質・能力を偏りなく育むために、一方通行の画一的な授業から「個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学び」へと変革することを踏まえ、児童生徒や学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から授業改善を図る。</p> <p>(2) 児童生徒が各教科の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図る。</p> <p>(3) 単元や題材など、内容や時間のまとまりを見通して、主体的に学習に取り組む場面や対話によって考えを広げたり深めたりする場面、深い学びをつくりだすために児童生徒が考えたり、教師が教えたりする場面をどのように組み立てるか、といった単元構成の工夫を図る。</p> <p>(4) 思考力・判断力・表現力等を育むために、言語能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、国語科を要として各教科の特質に応じて児童生徒の言語活動の充実を図る。</p>
<p>3 評価の工夫と改善に努め、指導と評価の一体化を図る。</p>	<p>(1) 児童生徒のよい点や進歩の状況を積極的に評価し、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにするとともに目標や課題をもって学習を進めていくことができるようにする。</p> <p>(2) 各教科の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、「内容のまとまりごとの評価規準（例）」を踏まえて評価規準を作成するとともに、単元や題材など内容や時間のま</p>

	<p>とまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫する。</p> <p>(3) 評価に当たっては、個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を観点別に適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努めるようにする。</p> <p>(4) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的・計画的に取組が推進できるようにするとともに、学年や学校段階を超えて児童生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ふくしま活用力育成シート・ふくしまの「授業スタンダード」・ふくしまの「家庭学習スタンダード」
--	---

各教科（知的）

特別支援学校学習指導要領に示す「知的障害である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科」を取り扱うものとする。また、小・中学校学習指導要領等に示す各教科の内容を参考に取り扱うこともできるものとする。児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用し課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成する。また、学習意欲の向上に努め、主体的に学習に取り組む態度を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 児童生徒一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握するとともに、各教科と「個別の指導計画」の関連を図り、よりきめ細かな指導の充実を図る。</p>	<p>(1) 各教科の段階に示す内容を基に、知的障がいの状態や経験等に応じて具体的に指導内容を設定するとともに、小学部6年間、中学部3年間、高等部3年間を見通しながら、他の教育活動や学年との関連を十分に図り、調和のとれた具体的な指導計画の作成に努める。</p> <p>(2) 年間指導計画の作成に当たっては、育成を目指す資質・能力を明確に示すとともに、指導目標、指導内容を基に、系統的・発展的な指導が進められるよう1年間の流れに沿って単元等を配列し、他の教科等における指導との関連や学年間の関連を図るようにする。</p> <p>(3) 各教科の指導に当たっては、「学びの履歴」シート等を活用して児童生徒一人一人の各教科の習得状況や既習事項等を的確に把握し、各教科における個別の指導計画を作成する。</p> <p>(4) 個別の指導計画を活用して、自立活動の時間における指導との密接な関連を保ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を図る。</p>
<p>2 単元や題材など、内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする。</p>	<p>(1) 基礎的・基本的な事項に重きを置き、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、個別の指導計画や学校の実態に応じて、指導方法や指導体制の工夫・改善に努める。</p> <p>(2) 各教科の指導に当たっては、児童生徒に求められる資質・能力を偏りなく育むために、一方通行の画一的な授業から「個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学び」へと変革することを踏まえ、児童生徒や学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から授業改善を図る。</p> <p>(3) 児童生徒が各教科の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図る。</p> <p>(4) 単元や題材など、内容や時間のまとまりを見通して、主体的に学習に取り組む場面や対話によって考えを広げたり深めたりする場面、深い学びをつくりだすために児童生徒が考</p>

<p>3 評価の工夫と改善に努め、指導と評価の一体化を図る。</p>	<p>えたり、教師が教えたりする場面をどのように組み立てるか、といった単元構成の工夫を図る。</p> <p>(5) 思考力・判断力・表現力等を育むために、言語能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、国語科を要としつつ各教科の特質に応じて児童生徒の言語活動の充実を図る。</p> <p>(1) 児童生徒のよい点や可能性、進歩の状況を積極的に評価し、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにするとともに目標や課題をもって学習を進めていくことができるようにする。</p> <p>(2) 各教科の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、「内容のまとまりごとの評価規準（例）」を踏まえて、評価規準を作成するとともに、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を指導計画等に記載する。</p> <p>(3) 評価に当たっては、個別の指導計画に基づいて何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、行われた学習状況や結果を観点別に適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努める。</p>
------------------------------------	--

特別の教科 道徳（小・中） 道徳（高）

学習指導要領第1章総則の第2節（2）に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から（中学部）多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習（小学部）、人間としての生き方についての考えを深める学習（中学部）を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

高等部においては、小学部及び中学部における目標及び内容を基盤とし、さらに、青年期の特性を考慮して、健全な社会生活を営む上で必要な道徳性を一層高めることに努めるものとする。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 児童生徒や学校の実態を踏まえた実効性のある全体計画及び指導計画を作成するとともに、全教師が協力して学校全体で取り組む推進体制を確立する。</p>	<p>(1) 小・中学校教育「特別の教科 道徳」及び高等学校教育「道徳教育」の内容による。</p> <p>※ 小・中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の内容に準ずる。</p> <p>(2) 校長の明確な方針の基、道徳教育推進教師を中心として、全教師が共通理解し協力して、全体計画及び指導計画を作成する。</p> <p>(3) 児童生徒の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養い、健全な人生観の育成を図る。</p> <p>(4) 各教科、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、将来の生活を見据え（高等部）、広い視野に立って道徳的判断ができるように、年間を通して計画的・発展的に指導する。</p>
<p>2 道徳教育の「要」としての道徳科の役割を踏まえ、多様な指導方法・指導体制等を工夫し、道徳的実践力の育成を図る。</p>	<p>(1) 小・中学校教育「特別の教科 道徳」及び高等学校教育「道徳教育」の内容による。</p> <p>※ 小・中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の内容に準ずる。</p> <p>(2) 指導に当たっては、個々の児童生徒の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行う。</p> <p>(3) 道徳科の指導において、各教科等で行われる道徳教育を補ったり、それを深めたり、相互の関連を考えて発展させ、統合させたりすることで、学校における道徳教育を一層充実させるようにする。</p>
<p>3 児童生徒の成長を受け止めて認め、励ます評価を個人内評価として実施する。</p>	<p>(1) 評価においては、学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視するとともに、学校の状況や児童生徒一人一人の状況を踏まえた評価を工夫する。</p> <p>(2) 児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすように努める。</p> <p>(3) 「ふくしま道徳教育資料集[補訂版] 第1集・第2集・第3集」を積極的に活用するなど、指導の充実を図る。</p>

外国語活動（視覚・聴覚・肢体・病弱）

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。
- (2) 身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。
- (3) 外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 児童や地域の実態に応じて、各学年の目標を適切に定め、目標の実現を図るよう系統的な指導計画を作成する。	(1) 小・中学校教育「外国語活動（英語・小）」の内容による。 ※ 小学校学習指導要領の内容に準ずる。 (2) 指導に当たっては、 学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫 を計画的・組織的に行うようにする。
2 外国語によるコミュニケーションを図る素地となる資質・能力の育成を目指し、主体的・対話的で深い学びの実現を図る授業を創造する。	(1) 小・中学校教育「外国語活動（英語・小）」の内容による。 ※ 小学校学習指導要領の内容に準ずる。
3 指導と評価の一体化を図る。	(1) 小・中学校教育「外国語活動（英語・小）」の内容による。 ※ 小学校学習指導要領の内容に準ずる。
4 自立活動との関連を図った指導を工夫する。	(1) 児童の障がいの状態や特性から、「 コミュニケーション手段の選択と活用に関わる指導 」などにおいて、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにする。

外国語活動（知的）

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語や外国の文化に触れることを通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 外国語を用いた体験的な活動を通して、日本語と外国語の音声の違いなどに気付き、外国語の音声に慣れ親しむようにする。
- (2) 身近で簡単な事柄について、外国語に触れ、自分の気持ちを伝え合う力の素地を養う。
- (3) 外国語を通して、外国の文化などに触れながら、言語への関心を高め、進んでコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 児童の実態に応じて目標を適切に定め、目標の実現を図るよう系統的な指導計画を作成する。	<ol style="list-style-type: none"> (1) 指導内容は、児童の興味や関心に合ったものとし、他教科等で児童が学習したことを活用したり、すでに経験している事柄を取り扱ったりするなどの工夫により、指導の効果を高めるようにする。 (2) 国語科3段階の目標及び内容との関連を図り、言語活動を行う際には、児童の実態や経験、興味や関心などを考慮して、児童にとって身近でなじみのある活動を設定する。
2 単元や題材など、内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする。	<ol style="list-style-type: none"> (1) 具体的な課題等を設定し、児童がコミュニケーションのよさを感じながら活動を行い、英語の音声や語などの知識を、「聞くこと」、「話すこと」の二つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図る。 (2) 児童の気付きや様々な表現を積極的に評価し、児童が主体的にコミュニケーションを図ろうとする素地を養う。
3 自立活動との関連を図った指導を工夫する。	<ol style="list-style-type: none"> (1) 児童の障がいの状態や特性から、「コミュニケーション手段の選択と活用に関わる指導」などにおいて、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにする。

総合的な学習（総合的な探究）の時間

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを（探究の意義や価値を）理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。（新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。） ※（ ）内は高等部

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 地域や学校の実態、児童生徒一人一人の障がいの状態や発達の段階に応じた特色ある指導計画の作成及び改善に努めるとともに、学校の創意工夫を生かした学習活動を展開する。</p>	<p>(1) 小・中学校教育「総合的な学習の時間」、高等学校教育「総合的な探究の時間」の内容による。 ※ 小・中学校及び高等学校学習指導要領の内容に準ずる。</p> <p>(2) 児童生徒の障がいの状態や発達の段階等は多様であることから、個々の児童生徒の実態に応じ、補助用具や補助的手段、コンピュータ等のICT機器を適切に活用するなど、学習活動が効果的に行われるように配慮する。</p> <p>(3) 少人数による種々の制約を解消するため、グループ学習など多様な学習形態を工夫する。</p> <p>(4) 自然体験や社会体験、ものづくりや生産、文化や芸術にかかわる体験活動などを展開するに当たっては、安全や保健に十分配慮するとともに、学習活動に応じて小・中学校、高等学校等の児童生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮する。</p> <p>(5) 知的障がい者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部において、探究的な学習を行う場合には、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が主体的に自らの課題を解決できるように配慮する。</p>
<p>2 児童生徒の主体的な学習を支える評価に努める。</p>	<p>(1) 各学校が、自ら設定した目標や内容を踏まえて評価の観点を定め、探究的な学習を通して児童生徒にどのような力が身に付いたのかを、適切に評価する。</p> <p>(2) 活動における一人一人のよさや意欲・態度、進捗状況などの学習過程や、作品、発表などの成果を踏まえて、適切に評価する。</p>

特別活動

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けることができるようにする。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 様々な集団活動を通して、児童生徒の自主的、実践的な態度の育成と役割を自覚しながら互いに協力し合い実践する力の育成を図る。</p>	<p>(1) 小・中学校教育、高等学校教育「特別活動」の内容による。 ※ 小・中学校及び高等学校学習指導要領の内容に準ずる。</p> <p>(2) 指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かし、学級や学校の実態及び児童生徒の発達の段階等を考慮するとともに、各教科、道徳科、総合的な学習（総合的な探究）の時間などの指導との関連を図るようにする。また、児童生徒が計画の企画段階から参画するなど、自主的、実践的な活動を助長することができるようにする。</p> <p>(3) 学級活動（ホームルーム活動）や児童会・生徒会活動、クラブ活動（小学部）においては、適宜他の学級や学年と合同で行うなどして、少人数による種々の制約を解消し、活発な集団活動が展開されるようにする。また、異年齢集団による交流のよさを一層重視して、自己肯定感、自己有用感が高まるよう、適切な指導に努める。</p> <p>(4) 学校行事においては、児童生徒の障がいの実態から、育てたい態度や能力を明確にする。また、効果的な指導を進めるために、行事及びその内容を重点化するとともに、精選を図る。</p> <p>(5) 知的障がい者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的な指導に努める。</p>
<p>2 よさや可能性を積極的に認め、資質・能力の評価を工夫する。</p>	<p>(1) 評価に当たっては、児童生徒のよさや可能性を多面的・総合的に評価する。その際、特に活動の過程についての評価を大切にするとともに、各活動や学校行事における児童生徒の姿を、学級担任以外の教師とも共通理解を図りながら適切に評価できるようにする。</p> <p>(2) 各活動や学校行事について具体的な評価の観点を設定し評価の場や時期、方法を明確にする。</p> <p>(3) 児童生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりできるような「キャリア・パスポート」などを活用し、自己評価や相互評価ができるよう工夫する。</p>

自立活動

児童生徒一人一人が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識・技能・態度及び習慣を、個別の指導計画を基に自立活動の時間や学校教育活動全体を通じて養い、心身の調和的発達の基盤を培う。

指導の重点	努力事項
<p>1 児童生徒一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握し、中心的な課題を明らかにして、指導目標と指導内容を設定する。</p>	<p>(1) 児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にして指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成する。その際、自立活動の内容（6区分 27項目）から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。</p> <p>(2) 指導目標や指導内容を設定するに当たっては、指導すべき課題相互の関連を検討し、長期的及び短期的な観点から指導目標を設定し、指導目標を達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げる。</p>
<p>2 児童生徒一人一人の指導目標及び指導内容に基づいて個別の指導計画を作成し、具体的な指導内容や指導場面を明確にして指導に当たる。</p>	<p>(1) 自立活動の指導と各教科等における指導を相互に関連付け、児童生徒一人一人の自立活動の指導目標が達成できるようにする。自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。</p> <p>(2) 学習状況を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすように努める。</p> <p>(3) 障がいの状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求め、適切な指導に努める。</p>
<p>3 各教科等と密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導が行われるようにする。</p>	<p>(1) 各教科等における指導との密接な関連を保つという点に対しては、自立活動の指導目標の達成に迫る指導なのか、自立活動の観点から必要な配慮なのか、その関連性について十分留意することが必要である。</p> <p>(2) 各教科等にはそれぞれ独自の目標があるので、各教科等における自立活動の指導に当たっては、それらの目標の達成を著しく損なったり、目標から逸脱したりすることのないよう留意しながら、自立活動の具体的な指導内容との関連を図るよう工夫するなど、計画的、組織的に指導が行われるようにする。</p>
<p>4 自立活動の指導の成果が進学先、就労先等にも生かされるように、個別の教育支援計画等を活用して関係機関等との連携を図る。</p>	<p>(1) 自立活動の指導の成果が進学先、就労先等での支援に生かされるように、個別の教育支援計画等を十分に活用し、教育的ニーズや合理的配慮の提供、指導や支援の方法などを引き継ぐ。</p>

各教科等を合わせた指導

知的障がいである児童生徒を教育する場合において「特に必要がある場合」には、各教科、道徳科、特別活動、自立活動、小学部においては、外国語活動の一部又は全部を合わせた指導の形態を通して、児童生徒が自ら学び、自ら考え、主体的に判断し行動できる力の育成を図るとともに、各教科等で育成を目指す資質・能力を明確にした上で特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第4節の1の(1)、高等部学習指導要領、第1章第2節第3款の1の(1)に留意しながら効果的に実施していくことができるようにカリキュラム・マネジメントの視点に基づいて計画し実施する。また、各教科等の内容を十分に踏まえ、基本的な知識、技能、態度及び習慣を身に付けることができるようにする。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 各教科等の育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立て、児童生徒の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況や経験等に即した具体的な指導内容を設定し、学習活動を展開する。</p>	<p>(1) 各教科等を合わせて指導を行う場合は、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達段階等を考慮し、各教科等の育成を目指す資質・能力を明確にした上で、合わせる教科等が部分なのか、全部なのかについて十分検討し、効果的な指導方法を工夫する。</p> <p>(2) 各教科等のそれぞれの目標及び内容を基にして、それらの目標の系統性や内容の関連性に配慮しながら、内容のまとまりから指導目標や指導内容等を設定し、育成を目指す資質・能力を明確にした上で年間指導計画を作成する。</p> <p>(3) 各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定める。</p> <p>(4) 単元等の目標を踏まえて、児童生徒一人一人の実態等に即したより明確な個別の目標を設定し、その達成状況を評価する。</p> <p>(5) 日常生活の指導においては、生活や学習の自然な流れを大切にしながら、望ましい生活習慣を形成できるよう、具体的な場面において段階的に指導をする。</p> <p>(6) 生活単元学習においては、児童生徒一人一人が目標や課題を意識し、主体的に活動に取り組み、身に付けた内容が学校生活や家庭生活に生かすことができるよう活動内容を設定する。</p> <p>(7) 作業学習においては、生徒が自立と社会参加を果たしていく社会の動向なども踏まえ、地域や産業界との連携を図りながら作業種を選定し、より実践的な学習の展開を図るとともに、卒業後の社会生活に備え、主体的に作業に取り組むことができるよう支援の工夫に努める。</p>
<p>2 各教科の目標に準拠した観点別による学習評価をする。</p>	<p>(1) 各教科等を合わせた指導を行う場合においても、教科ごとの目標に準拠した観点別学習状況による評価を行うとともに、単元及び題材計画の全体を見通した上で、評価の場面や方法を指導計画等に記載し、指導と評価の一体化を図る。</p>

生徒指導

生徒指導は、児童生徒一人一人の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高められるように指導・援助することであることを踏まえ、児童生徒の健全な成長や自立を促し、児童生徒一人一人が自ら自己実現を図るための自己指導能力を育成する。

指導の重点	努力事項
<p>1 自校の実態に即した具体的な生徒指導計画を作成し、機能的な指導体制の確立を図る。</p>	<p>(1) 目指す児童生徒像や指導理念を明確化し、小学部から高等部まで一貫した指導を推進するため、学部毎の具体的、系統的な指導計画を作成し、指導方針を共有する。</p> <p>(2) 学校における指導方針の根拠となる校内規定を明確化し、児童生徒及び保護者に周知するとともに、一貫性のある生徒指導ができる校内体制をつくる。</p> <p>(3) 全職員の共通理解が図られるよう、「生徒指導提要」等を活用した研修を計画的に実施するなどして、学校全体の協力体制、指導体制を整える。</p> <p>(4) 生徒指導委員会等を定期的開催し、校内での指導、家庭への支援、関係機関との連携等について指導方針を決定する。また、全教職員の共通理解のもとチームによる指導・援助の体制を確立し、計画的・組織的かつ継続的な指導を行う。</p> <p>(5) 日頃から児童生徒の変化や状態を把握するとともに教職員間で情報を共有し、いじめや不登校、児童虐待等の早期発見と早期対応及び事故事例の考察に努め、事故の未然防止や再発防止、早期解決に努める。</p>
<p>2 学校教育全体においてすべての児童生徒に積極的な生徒指導を進める。</p>	<p>(1) 児童生徒一人一人に、自己存在感を味わう機会や自己選択・自己決定ができる機会を設け、適切な指導や援助を行いながら、将来に向けた自己実現を可能にする力の基盤を培う。また、発達支持的生徒指導によって、学習指導の場を含む学校生活のあらゆる場や機会において、自己理解力や課題解決力等の育成など、児童生徒の発達を支える働きかけを行い、将来の自分の在り方や生き方を考えることができるようにする。</p> <p>(2) 児童生徒一人一人の障がいの状態や発達の段階、特性に配慮しながら、基本的生活習慣の確立を図る。また、校則や学級のルールづくりに児童生徒が参画し、ルールを守ることを通して、自らが考え、判断して行動できるように規範意識を育み、自立と社会参加を見据えてきめ細かな生徒指導に努める。</p> <p>(3) 児童生徒との日常的な関わりを通して信頼関係を築き、不安や悩み、思いなどを的確にくみ取りながら、共感的な児童生徒理解に努め、学級運営と生徒指導が相互に補完し合って児童生徒一人一人の自己実現を図ることができるよう指導する。</p> <p>(4) 児童生徒の心のケア等に努めるとともに、教育相談の充実や相談体制の確立に努める。</p>

<p>3 家庭や地域社会及び関係機関等と連携した指導を進める。</p>	<p>(5) 児童生徒の実態に合わせた「SOSの出し方に関する教育」等による自殺予防教育を推進させることにより、相談しやすい環境づくりに努める。</p> <p>(6) スマートフォン等によるインターネットを使用したトラブルやいじめ、性の問題など生徒が抱える様々な問題を踏まえ、情報モラル教育に取り組むとともに、道徳教育、家庭教育の充実を図る。</p> <p>(7) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のコミュニティサイトに起因する児童生徒の犯罪被害等の防止のため、児童生徒及び保護者に対して、ウェブサイトやアプリケーションを利用する上での危険性やその仕組みについて、理解を図る。また、携帯会社のフィルタリングサービスの活用や促進に努める。</p> <p>(8) 福島県いじめ防止基本方針の下、学校いじめ防止基本方針を適切に見直しながら、いじめの防止等対策の組織を機能させ、積極的ないじめの認知に努め、全校での情報の共有を図り、早期解決に取り組む。</p> <p>(1) 家庭や病院、施設等での養育及び療育方針等を踏まえて、児童生徒の理解や指導内容・方法等を共有し、一貫した指導の推進に努めるとともに問題行動の未然防止や児童虐待等の早期発見、早期対応、早期解決に努める。</p> <p>(2) 児童生徒が事件・事故等の被害者や加害者にならないようにするために、地域社会及び関係機関に対する障がいの理解啓発を図り、連携した指導体制の構築に努める。</p> <p>(3) 事故等が発生した場合、あらゆる事態を想定した全教職員による緊急支援体制を確立するとともに、迅速で組織的な対応と綿密な連絡体制により、的確で毅然とした対応に努める。</p> <p>(4) 児童生徒の欠席や遅刻・早退の状況把握に努め、児童生徒が連続して欠席した場合は「不登校」と捉え、欠席が連続で7日以上続く場合は、必要に応じて医療や福祉等の関係機関と協議し、必要な支援計画を立てる。また、不登校の状態にある児童生徒への支援について、短期的・長期的な視点をもってチームで対応する。</p>
-------------------------------------	---

進路指導

社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を重視し、児童生徒が自らの生き方と進路について考え、将来への夢や希望を抱くことができるように必要な基盤となる能力や態度の育成や適性等の発見、進路意識の啓発に努める。

指導の重点	努 力 事 項
<p>1 キャリア教育の視点に立ち、望ましい勤労観・職業観を身に付けさせるとともに、自らの在り方や生き方を考え、将来の希望を実現することができるよう、計画的かつ組織的な指導を進める。</p>	<p>(1) 進路指導はキャリア教育（一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育）の中核をなすことを踏まえ、基礎的・汎用的能力（人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力）の向上を図る。</p> <p>(2) 児童生徒の現状を把握し、自校の目指す児童生徒の姿を明確にして、6年間（3年間）を見通した計画的・組織的、継続的な進路指導を行うために、特別活動の学級活動（ホームルーム）を要としながら、各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間との関連を図り、機能する全体計画と進路指導計画を作成する。また、特別活動や各教科の特色に応じて、学んだことと将来の生活や社会とを関連付けながら、見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど、キャリア教育の視点を踏まえた授業改善を進める。</p> <p>(3) 指導に当たっては、児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、個別の指導計画を作成・活用するとともに自ら考え、判断し、実践する機会を設け、主体的に進路を考える力を育てる。</p>
<p>2 進路指導の意義を確認し、校内の指導体制の強化を図る。</p>	<p>(1) 進路指導は単なる就職・進学の手引ではなく、児童生徒一人一人の将来の夢や希望等の実現に向けて、自らの在り方や生き方を考え、主体的に進路を選択する力を身に付けるために、小学部から高等部まで段階的、系統的に一貫した指導を行う。</p> <p>(2) 校長のリーダーシップの下、進路指導部等を中心とした校内の組織体制を整備し、担任や学年、学部、学校全体の教師が共通の認識に立ってキャリア教育全体計画の改善や進路指導計画の作成に当たるなど、教職員間の相互の連携を図りながら組織的な指導体制により学校全体で取り組む。</p> <p>(3) 職場体験や産業現場等における実習、特別支援学校作業技能大会等の体験的な学習活動との関連を明確にして、系統的な指導を行う。さらに、生徒一人一人の働く意欲を培うとともに職業意識を高め、自立と社会参加につながる能力や技能の向上を図る。（中・高）</p>
<p>3 発達段階に即した進路選択を図るための教材の開発に努める。</p>	<p>(1) 児童生徒が自己と社会とのかかわりについて考え、将来の生き方や、進路を選択決定できるように、発達の段階に即した教材の開発に努める。「キャリア・パスポート」（児童生徒が活動を記録し蓄積する教材等）を作成及び活用し、諸活</p>

<p>4 学校、家庭、地域社会や関係機関等との連携を一層強化する。</p>	<p>動における自己の目標の自覚や振り返りを促し、自己実現のために、主体的に学ぶ態度や能力を育てる。</p> <p>(1) 家庭及び地域並びに医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関と連携を図り、長期的な視点で指導・支援体制を整備する。</p> <p>(2) 本人や保護者の希望、進路先に関する資料・情報を収集し、個別の教育支援計画や個別の移行支援計画を整理し、進路相談に活用する。その際、関係機関の助言等を含め生徒や保護者に対して適切な情報の提供に努める。</p> <p>(3) 職場体験や地域の行事等を積極的に活用し、地域の一員として生活していく意識を育てる。</p> <p>(4) 在学中から児童生徒の情報を家庭や進路先、労働、福祉の関係機関等と共有し、地域で円滑に生活できるように支援する。</p>
---------------------------------------	---

情報教育

情報化の進展に対応した教育の充実に向け、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階に応じてコンピュータ等の教材・教具を創意工夫する。また、それらを活用する環境を整え、教育機器を適切に利用することにより、児童生徒一人一人の情報活用能力（情報モラルを含む）の育成に努める。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 情報化に対応した教育を推進するために、指導体制の充実を図る。</p>	<p>(1) 学校教育活動全体の情報教育を推進するため、ICT機器や情報通信ネットワークを効果的に活用できるよう校内の指導体制を整備する。</p> <p>(2) 教育の情報化の推進に向けて研修・研究を深め、コンピュータ等の教材・教具や補助用具を効果的に活用し、児童生徒の学習意欲や学習効果の向上を図る。</p> <p>(3) 著作権や個人情報の取扱い等について、全ての教員が正しい知識をもち、適切な指導や情報の管理ができるよう、校内における情報モラルや情報セキュリティに関する力の育成・向上に努める。</p> <p>(4) 児童生徒が、プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施する。</p> <p>(5) 各教科等において、ICT機器を適切な場面で活用し、児童生徒の学習意欲や学習活動の充実を図る。</p>
<p>2 児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じた情報活用の実践的な能力と情報モラルについての指導の充実を図る。</p>	<p>(1) 障がいのある児童生徒にとっての情報教育の意義と課題を理解し、「分かる授業」を実現するため、児童生徒一人一人の身体機能や認知理解度に応じて、様々な支援技術（アシスティブ・テクノロジー）を活用できるよう研修・研究を深める。</p> <p>(2) 各教科等において、児童生徒が1人1台端末等の情報機器や情報通信ネットワークなどの情報手段の基本的な操作を習得し、適切な場面で効果的に活用できるよう学習活動の充実を図る。</p> <p>(3) 情報モラルに関する指導を教育課程に位置付け、家庭や関係機関との連携を図り、最新の情報を把握し、教科等横断的に指導する。また、プライバシーや著作権の保護、インターネット(SNS)や携帯電話・スマートフォンを利用するときの留意点等について、事例等を取り上げ具体的に指導する。</p>

健康教育

児童生徒の心身の発達の段階に応じて、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために必要な資質・能力を育み、安全で安心な社会づくりに貢献することができるようにする。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>【保健】</p> <p>1 保健教育・保健指導の充実を図り、健康の保持増進のための資質・能力を育成する。</p> <p>2 健康相談・個別指導の充実を図り、個別の健康課題解決のために支援する。</p>	<p>(1) 本県独自の「自分手帳」を活用することにより、生涯にわたって自らの健康を適切に管理し、改善していく力、健康の大切さ、健康の保持増進に向かう情意や態度等を育む課題解決的な学習プロセスを大切にするとともに、教科等横断的な視点で学習活動を実施する。</p> <p>(2) 「性に関する指導」については、県版（令和5年度改訂）「性に関する指導の手引」等を活用し、児童生徒の発達の段階や実態に応じて、組織的、計画的に行う。</p> <p>(3) 「薬物乱用防止教室」について、関係機関の専門家や学校薬剤師などの協力を得ながら、児童生徒の実情に応じて開催し、その指導の充実を図る。</p> <p>(4) 「がん教育」については、がんについて正しく理解し、自他の健康と命の大切さ等について主体的に考えることができるよう、健康教育の一環として学校教育活動全体で行うとともに、外部講師を有効に活用した指導を工夫する。</p> <p>(1) 児童生徒の心身の変化について、早期発見・早期対応ができるよう日常的な健康観察を重視し、個別の健康課題及び自校や地域の健康課題を把握する。</p> <p>(2) 学校全体で健康相談・保健指導を行い、児童生徒の健康課題を解決するために、養護教諭や担任等が相互に連携して、校内での共通理解を確実にを行い、組織的な健康相談・個別指導を心掛け、個に応じたきめ細かな対応に努める。</p> <p>(3) 県の健康課題（肥満、こころ、視力、う歯・歯周病、性）及び自校や地域の健康課題については、家庭、関係機関及び、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家、地域との連携を図り、学校保健委員会等の保健組織活動を活用して、児童生徒一人一人の健康課題の解決に努める。</p>
<p>【安全】</p> <p>安全指導の充実を図り、危険を予測し、回避する能力を育成する。</p>	<p>(1) 学校事故対応に関する指針に基づき、学校安全計画及び危険等発生時対処要領の検証・見直しと周知徹底を図るとともに、緊急時に適切に対処できるよう実践的・実効的な安全教室や防災訓練の在り方を工夫する。</p> <p>(2) 学校における事故の発生要因を分析し、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択がとれるよう、教科等横断的に具体的な安全対応策を計画に組み入れて指導する。</p> <p>(3) 児童生徒の発達の段階に応じて、「福島県自転車安全利用の促進に関する条例」（令和3年10月公布）や「福島県自転車安全利用五則」を理解させるとともに、実態に応じた危険予測学習や体験的な学習を通して、正しい自転車運転の指導を充実する。</p>

<p>【食育・学校給食】 「ふくしまっ子食育指針」に基づき、「食べる力」「感謝の心」「郷土愛」を育成する。</p>	<p>(4) 学校の実情に応じ、地域や関係機関と連携した学校安全体制の強化及び防災教育の充実に努めるとともに、この連携を活用し安全・安心な地域社会づくりに必要な力の育成に努める。</p> <p>(5) 登下校防犯プラン（平成30年6月22日：文部科学省）に基づく通学路の緊急合同点検の結果を地域や関係機関と共有し、改善を図るとともに、学校安全体制の強化に努める。</p> <p>(6) 施設・設備及び用具等については、定期点検はもとより、使用前、使用中の点検を確実に実施し、不備があれば迅速かつ適切に対応する。</p> <p>(1) 児童生徒の食に起因する健康課題を把握し、その解決を図るための取組を食育全体計画や年間指導計画に位置付けチーム学校として確実に推進する。</p> <p>(2) 栄養教諭や食育推進コーディネーターを中心に指導体制を確立するとともに、家庭や地域を巻き込んだ食育の推進体制を確立する。特に、卒業後の生活環境の変化に対応できる実践力の育成を図る。</p> <p>(3) 給食の時間については、地場産物の活用などの観点から、学校給食を生きた教材として活用し、教科等における指導内容との関連を図りながら、年間を通じて計画的・継続的に指導する。</p> <p>(4) 「学校給食衛生管理基準」を遵守し、異物混入防止や食中毒の絶無、食物アレルギーへの対応策の徹底に努め、食の安全に対する意識を高める。</p>
---	--

防災教育

防災学習や各種訓練等を通して、災害や防災について正しい知識を身に付け、災害発生時における危険を理解し、自らの安全を確保したり、自分の役割を自覚して行動したりするなど、自ら考え、判断し、行動する力を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 児童生徒が主体的に行動する態度を身に付けるための計画の充実を図る。	(1) 各教科や特別活動、自立活動などとの調整を図り、防災教育に関する事項を 学校安全計画 や 各種指導計画に確実に位置付け 、学校の全体計画を作成・改善するなど、防災教育に取り組む体制を整備する。 (2) 児童生徒の発達の段階や 地域の実情 に応じて、特に重点的に指導すべき災害の内容を示して計画を作成する。 (3) 関係機関や団体等と連携を図り、学校安全計画や危険等発生時対処要領の改善に努める。
2 児童生徒が状況に応じ、主体的に考え、判断し、行動する態度や能力を身に付けるための指導の充実を図る。	(1) 「 放射線教育・防災教育指導資料 」や「 実践事例集 」等を 活用 し、各教科、総合的な学習の時間(総合的な探究の時間)、特別活動等において、災害発生メカニズム、地域の自然環境や過去の災害等について学び、 災害に関する基本的な知識と防災に関する意識を高めるための学習活動を工夫 する。 (2) 地域の幼稚園、小・中学校等や 関係機関・団体等と連携 した 避難訓練の実施 や 防災マップの作成 等を通して、より実効的な防災教育の推進に努める。 (3) 「防災個人カード」等、具体的な資料を活用して、保護者や地域、関係機関・団体等と連携し、登下校中や自宅など学校以外で災害に遭った場合の避難の仕方、家族との待ち合わせ場所や連絡方法等、多様な場面を想定した指導や学習の場を設定する。
3 安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるための指導を工夫する。	(1) 自らの安全確保だけでなく 地域社会の安全にも視野を広げることができるよう 、ボランティア活動や地域の人々との幅広い交流など、 社会貢献や社会参加に関する活動の場 を工夫する。

放射線教育

放射線等の基礎的な性質についての理解を深め、心身ともに健康で安全な生活を送るために、自ら考え、判断し、行動する力を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 学校や地域の実情及び児童生徒の実態に応じた指導計画及び指導内容を工夫し、実践する。</p>	<p>(1) 本県における放射線教育の重要性を踏まえ、学校安全計画や学校保健計画及び各教科等の指導計画に位置付け、全体計画を作成するなどして、学校全体で組織的、計画的に取り組む。</p> <p>(2) 放射線教育の必要性について、家庭や地域及び関係機関との共通理解を図り、具体的で実効性のある指導を工夫する。</p>
<p>2 放射線等の基礎的知識について学び、自ら考え、判断し、行動する力を育む指導方法を工夫する。</p>	<p>(1) 文部科学省の「放射線副読本」(令和6年改訂)や県教育委員会の「放射線に関する指導資料・生き抜く力を育む福島県の防災教育指導資料」や「実践事例集」等を効果的に活用し、客観的な立場から指導する。</p> <p>(2) 視覚的な教材を活用し、放射線について具体的なイメージがもてるように指導方法を工夫する。</p> <p>(3) 放射線の利用や影響について、科学的な根拠を基に考え、判断する態度の育成に努める。</p>
<p>3 放射線から身を守り、健康で安全な生活を送ろうする意欲や態度を育てる。</p>	<p>(1) 放射性物質を体に取り込まないようにするための方法や、放射線から身を守る方法を確実に身に付けさせ、普段から実践できるようにする。</p> <p>(2) 放射性物質を扱う施設で事故が起きた場合の放射性物質に対する防護や避難の仕方について身に付けさせる。</p>

主権者教育（中・高）

民主政治と政治参加に関する理解を深め、地域社会の一員として、社会参画への意欲や態度を養うとともに、習得した知識を活用し、現代社会の諸課題について主体的に考察し、公正な判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の有為な形成者としての資質や能力を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 学校・学級として指導のねらいを明確にし、系統的・計画的な指導計画を立て、校内指導体制を整えて適切に指導する。	(1) 社会科及び公民科での指導だけでなく、総合的な探究の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用し、生徒の実態や発達の段階に応じた年間指導計画を作成する。 (2) 年間指導計画の作成に際しては、副教材「私たちが拓く日本の未来」の活用場面を想定するとともに、 社会科及び公民科の指導との関連 を図る。 (3) 各教科、総合的な探究の時間、特別活動の時間などにおいては、民主政治の基本である話合いや討論の指導を行うよう努める。
2 民主主義の意義、政策形成や選挙の具体的な仕組みについての理解を重視するとともに、国家・社会の形成者として求められる力の育成を図る。	(1) 学校教育全体を通じて、 論理的思考力、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し 、公正に判断する力、現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に 自ら参画しようとする意欲や態度 を身に付けさせる。
3 学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、具体的かつ実践的な指導を行う。	(1) 現実の具体的な政治的事象については種々の見解があることを踏まえ、議論の過程が重要であることを理解させる。 (2) 選挙管理委員会との連携 により実際の選挙の際に必要な知識を得るなど、外部機関等との連携を図り指導する。
4 家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図る。	(1) 主権者教育は、学校教育、社会教育、家庭教育それぞれの場合において養われることが望まれることから、学校としての方針を保護者や地域住民等に十分説明し、共有することを通じ、 家庭や地域の関係団体等との連携・協力 を図る。

人権教育

児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を踏まえ、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）並びに特別活動のそれぞれの特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて**人権尊重の意識**を高める。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 人権を尊重する意識を高める教育を推進するための指導體制、計画をつくり、研修を充実させる。</p>	<p>(1) 学校の課題の把握に努め、人権に関わる概念や人権教育が目指すものについて明確にし、各教科等の特質に応じ、年間指導計画の改善や見直しを図り、それらに基づいた指導方法・内容を具体的に構想して、全ての教職員が学校の教育活動全体を通じて計画的、継続的に取組を推進する。</p> <p>(2) 「性同一性障害、性的指向・性自認」「インターネットによる人権侵害」「いじめ」及び「障がいを理由とする偏見や差別」等の今日的な人権課題の理解や授業改善に向けた研修の計画的・継続的な実施に努める。</p>
<p>2 学校生活の中で人権感覚を身に付けることができるよう、児童生徒が自らについて一人の人間として大切にされているという実感がもてる指導を工夫する。</p>	<p>(1) 児童生徒理解を深めるとともに、教職員が一人一人の児童生徒のよさを認め、自分と他者の大切さが認められるような思いやりに満ちた望ましい集団づくりに努める。</p> <p>(2) 児童生徒が主体的に人権学習に取り組めるよう、協力的、参加的、体験的な学習を取り入れた展開を工夫する。</p> <p>(3) いじめは人権にかかわる重大な問題であり、人間として絶対に許されないという自覚を教師自身がもつとともに、児童生徒一人一人の自覚を促し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるように、学校の教育活動全体を通じて指導の充実を図る。</p>
<p>3 指導効果を高めるため、評価を工夫するとともに、人権教育に関する情報発信・普及に取り組む。</p>	<p>(1) 人権教育の取組を学校評価の評価項目として設定するなどし、定期的に点検・評価を行い、年間指導計画や指導の改善に生かす。</p> <p>(2) 人権教育の取組に関する情報を家庭や地域に発信し、人権教育に対する理解を促進する。</p>